

婦人労働調査資料 第23号

昭和29年における女子保護の概況

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、昭和27年以来、女子労働者保護の実施状況を調査しているが、この調査は、昭和29年1月1日から12月末日に至る1年間の女子労働者の保護及び事業場における労働協約又は就業規則の中の女子労働者保護の規定について調査したものである。

昭和27年以前においては毎年「女子年少者労働基準規則」に基づき、使用者より労働基準監督署に「女子保護実施状況報告」が提出されたので、その報告から女子保護実施状況を把握していたのであるが、昭和27年8月、同規則の改正により、その報告が廃止されたので、以後婦人少年局において直接調査を実施することとした。

この調査が女子労働者保護のため何らかの参考となれば幸である。

なお、調査の実施に当り協力を頂いた事業所各位に対し深く感謝する次第である。

1956年3月

労働省婦人少年局

— 昭和29年における女子保護の概況 —

目 次

第一 序

一 調査の目的	1頁
二 調査対象及び方法	1
三 調査時期	1
四 調査項目	1

第二 調査結果の概要

一 調査対象事業場及び労働者数	2
(1) 調査対象事業場	2
(2) 女子労働者数	2
(3) 有夫者数	2
(4) 女子労働者数及び有夫者数の推移	3
二 女子保護実施状況	3
(1) 産前休暇	4
(2) 出産労働者数	4
(3) 産後休暇	4
(4) 妊娠婦の退職者	5
(5) 産前における軽易業務転換	5
(イ) 転換者数	5
(ロ) 軽易業務転換の内容	6
(6) 育児時間	7
(7) 生・死産別件数	7
(8) 生理休暇	7
三 労働協約又は就業規則の中における女子保護規定	8
(1) 産前産後休暇	8
(イ) 給 与	8
(ロ) 休暇日数	9
(2) 生理休暇	9
(3) 育児時間	9
(イ) 給 与	9
(ロ) 時 間	10
四 授乳施設及び託児施設	10
(1) 授乳施設	10
(2) 託児施設	10

第三 結 語

統計表目次

第 1 表	規模別事業場数	13頁
第 2 表	規模別労働者数	14
第 3 表	労働者総数に対する女子労働者の割合	16
第 4 表	労働者数の推移 (%)	17
第 5 表	産前休暇者数及び休暇日数	18
第 6 表	有夫者の中に占める出産労働者数 (%)	19
第 7 表	産後休暇者及び休暇日数	20
第 8 表	妊産婦の退職者数 (%)	22
第 9 表	産前における軽易業務転換者数 (%)	23
第 10 表	育児時間請求者数	24
第 11 表	生・死産別件数 (%)	26
第 12 表	生理休暇	26
第 13 表	産前産後休暇中の給与の規定から見た事業場数 (%)	30
	(労働協約又は就業規則による定め)	
第 14 表	産前産後の休暇日数別に見た事業場数 (%)	31
	(労働協約又は就業規則による定め)	
第 15 表	生理休暇中の給与を有給無給別に見た事業場数 (%)	31
	(労働協約又は就業規則による定め)	
第 16 表	育児時間中の給与及び時間別に見た事業場数 (%)	32
	(労働協約又は就業規則による定め)	
附 録	調査表	33

昭和29年における女子保護の概況

第一序

一 調査の目的

労働基準法は、女子労働者に対し、その心身の特異性から、あるいは母性保護のために特殊な基準を設けてその保護を図っている。

この調査は、産業別又は規模別に事業場を分類して種々の角度から女子労働者保護の状況を明かにし、女子労働者保護の参考に資するため行つたものである。

二 調査及び方法

調査対象事業場は、常時30人以上を雇用する全国の労働基準法適用事業場とし、規模別により、次の割合によつて任意抽出した4048の事業場に対し、別添の調査表を送付し、必要事項記入のうえ提出方を依頼した。

事業場の規模別の抽出割合	30人～99人	1/4
	100人～499人	1/6
	500人以上	1/2

回収された調査表は、2533であつたが、30人未満の事業場及び記入不備の事業場の調査表を除いて、2296の事業場が集計の対象となつた。なお、調査結果の数値は、30人以上を雇用する全事業場に対応するものとして推計したものである。

三 調査時期

昭和29年1月1日より12月末日までの1ヶ年。

四 調査項目

主な調査項目は次のとおりである。

1. 労働者数
2. 産前・産後休暇
3. 出産労働者数
4. 妊産婦の退職者数
5. 産前における軽易業務への転換
6. 育児時間
7. 生・死産別件数
8. 生理休暇
9. 労働協約又は就業規則の中における女子保護規定
10. 授乳施設及び託児施設

第二 調査結果の概要

一 調査対象事業場及び労働者数

実際に調査の対象となつた 2296 の事業場の女子労働者は、224,014人（昭和29年12月31日現在）で、その中満18才以上の女子労働者は190,772人、18才未満の者が33,242人であり、又有夫者は28,298人であつた。

前年の調査では女子労働者が236,405人、有夫者は25,853人であるからほぼこれに等しい女子労働者が調査の対象となつた。

以下前年の調査と比較してその概要を述べることにする。なお括弧内の数字は前年の調査結果である。

(1) 調査対象事業場

調査の対象となつた事業場を、経営形態別に分類して見ると第1表のとおりで株式会社が全体の73%を占めて最も多く、国営企業が9.4%、その他の事業6.9%の順となつている。その他の事業の中には医療法に基く医療法人、各種協同組合法による法人、保険業法の相互会社、財団法人、金庫、学校法人、宗教法人、社団法人等がある。

規模別の事業場数は、30人～99人（労働者30人から99人を雇用する事業場をいう。以下同じ）が63.2%、100人～499人が31.5%、500人以上が5.3%となつている。又産業別では製造業が最も多く47.9%、運輸通信及びその他の公益事業21.2%、卸売及び小売業8.5%、金融及び保険業8.1%の順に多い。（第2表）

(2) 女子労働者数

労働者総数に対する女子労働者の割合は、第3表のとおり25.3%で、労働者の4は女子であるということになる。又女子労働者の割合は中小企業に多い。女子労働者の中18才以上の者と18才未満の者との割合は前者が85.9%（85.3%）、後者が14.1%（14.7%）で前年の調査の割合にほぼ等しい。労働者総数の中に女子労働者の占める割合を産業別にみると、紡織業が72%で最も多く、衣服及び身の廻り品製造業の63.7%、サービス業の51.5%がそれぞれ男子より多く、第一次金属製造業7%、鉱業7.6%、輸送用機械器具製造業9.5%等が少い。

(3) 有夫者数

女子労働者の中の有夫者の割合は、14.2%（12.6%）で、前年の調査より1.6%多くなつている。

第1表 経営形態別事業場数
(昭和29.12.31.現在)

経営形態	数	割合
総計	2296	100%
株式会社	1678	73.0
国営	215	9.4
公営	112	4.9
個人	108	2.8
合資	51	1.7
有限	47	1.4
合名	21	0.9
その他	154	6.9

第2表 産業別事業場数
(昭和29.12.31.現在)

産業別	数	割合
総計	2296	100%
F 製造業	1098	47.9
J 運輸通信及びその他の公益事業	488	21.2
G 卸売及び小売業	196	8.5
H 金融及び保険業	188	8.1
K サービス業	141	6.5
E 建設業	108	3.8
D 鉱業	101	3.6
I 不動産業	53	0.4

第3表 労働者総数に対する
女子労働者の割合
(労働者総数=100)

規模別	女子労働者数
総計	25.3%
30人～99人	29.0
100人～499人	28.0
500人以上	21.0

女子労働者に対する有夫者の割合を規模別に見ると第4表のとおりで小規模事業に多くなつている。

産業別では、煙草製造業37.8%、石油及び石炭製品製造業37.2%、木材及び木製品製造業35.4%、その他の製造業31.9%、第一次金属製造業30.8%、鉱業29.7%の順に女子労働者の中に占める有夫者の割合が多く、皮革及び皮革製品製造業6.6%、紡織業8.2%、卸売及び小売業8.3%等が少い。

(4) 女子労働者数及び有夫者数の推移

昭和29年1月1日から12月末日に至る1年間の労働者数の推移を見ると、労働者総数及び女子労働者数は、それぞれ2%減つており、男女労働者何れも等しい割合で減少した。これを規模別に見ると、100人～499人では男子労働者に対し女子労働者の減少の割合が少く、500人以上では減少の割合が多い。即ち大企業では女子労働者が減少する傾向を示した。（第5表）

産業別に女子労働者のみの増減を見ると、女子労働者の増加した産業は、建設業の109%、卸売及び小売業の105%、運輸通信及びその他の公益事業の104%で、減少の著しい鉱業87%と紡織業94%については石炭産業の不況及び綿紡の操短の影響を反映しているものと考えられる。女子労働者の減少に対し有夫者は6.3%の増加である。したがって前述の様に女子労働者の中の有夫者の占める割合が前年と比較してかなり多くなつた。

第4表 女子労働者の中に占める
有夫者の割合
(女子労働者数=100)

規模別	区分	有夫者数(%)	
		昭和29年	昭和28年
総計		14.2%	12.6%
30人～99人		19.2	12.8
100人～499人		13.4	11.9
500人以上		11.6	9.7

第5表 労働者数の推移

規模別	区分	昭和29.12.31.現在			(2)×100 (1)	(3)×100 (2)
		労働者総数 (1)	女子労働者数 (2)	有夫者数 (3)		
総計		98%	98%	106.3%	100%	108.5%
30人～99人		98	98	105.7	100	107.9
100人～499人		98	99	105.4	101.0	106.5
500人以上		98	96	108.0	98.0	109.0

注 昭和29年1月1日現在の労働者総数、女子労働者数及び有夫者数をそれぞれ100とする。

二 女子保護実施状況

女子労働者の出産に関し、労働基準法の規定の実施状況、出産労働者、妊娠又は分娩による退職者及び生理休暇について調査した。

産前産後休暇において、産前平均休暇日数は、34日（32.2日）、産後平均休暇日数は45.3日（44.6日）で、産前、産後何れも前年の調査より休暇日数が多くなつていることが注目される。

出産労働者は、女子労働者の1.7%、有夫者の13.8%に当り、妊娠又は分娩による退職者は、妊産婦の40.6%を占め、産前における軽易業務転換者は、妊婦の10.1%であるから10人に1人の割合で軽易業務に転換したことになる。なお産婦の68%が育児時間を請求している。

生理休暇の1回の請求の平均休暇日数は、1.5日（1.5日）で1年間に女子労働者の約24%が生理休暇を請求（請求実人員であるから毎潮請求した者は勿論、1年間に1回のみ請求した者も含む）していた。以下項目毎に説明することとする。

① 産前休暇

産前休暇者の有夫者の中に占める割合は、13.2% (13%)、女子労働者に対しては1.7% (1.6%) に当る。

産前休暇者を初経産別にわけると、初産者74.5% (73.8%)、経産者は25.5% (23.6%) で初産の産前休暇者が約4人に当り、産前休暇者の休暇日数は、6週間以内の者が全体の75%を占めている。(第6表)

1人平均休暇日数は34日 (32.2日) で、初経産別で初産者の平均休暇日数が35.5日、経産者の平均休暇日数は29.5日である。したがって産前の平均休暇日数は前年の調査より1.8日多い。なお経産者より初産者の産前休暇日数が多いということは従来の調査にもあらわれた傾向である。

1人平均休暇日数を規模別に見ると、第7表のとおりで事業規模の大小による休暇日数の差異は明らかでない。産前休暇を請求した労働者のいる事業場は調査事業場の26.3% (27%) であつた。

② 出産労働者数

出産労働者は女子労働者の1.7%、有夫者の13.8%に当る。有夫者に対する出産労働者の割合を規模別に見ると30人～99人では10.5%、100人～499人では13.6%、500人以上では17.4%となつている。出産労働者を勤続年限にしたがつてわけると第8表のとおりで5年～10年の者が最も多く48.6%、10年以上の者が16.1%、1年～3年の者が14.8%の順となつている。又初産者の52%が勤続年数5年～10年の者であつた。

出産労働者を初経産別に見ると、初産者が73.6%、経産者が26.4%で、規模別に見ても初産者の方が多い。(第9表)

③ 産後休暇

産後休暇者の有夫者の中に占める割合は13.1%、女子労働者に対しては1.7%に当る。

産後休暇者を初経産別におけると、初産者74% (72%)、経産者は26% (25.2%) で産前休暇者の割合にほぼ等しい。

休暇日数は労働基準法の定める5週～6週の者が67.7%、6週を超えて休暇をとった者が27.1%であつた。

1人平均休暇日数は、45.7日 (44.6日) で、前

第6表 休暇日数別に見た産前休暇者数

産前休暇者数	100%
休暇日数6週間以内の者	75
6週間を超える者	22.7
の不明の者	2.3

第7表 規模別、初経産別1人平均産前休暇日数

規模別	初経産別	調査時期	
		昭和29年	昭和28年
総計	計	34.0日	32.2日
	初産	35.5	32.8
	経産	29.5	29.8
30人～99人	計	34.0	32.6
	初産	37.0	33.4
	経産	27.9	29.9
100人～499人	計	33.6	30.9
	初産	35.6	31.1
	経産	27.8	28.7
500人以上	計	34.4	33.2
	初産	34.8	33.6
	経産	33.0	31.0

第8表 勤続年数別出産労働者数

勤続年数	初経産別	生産労働者数		
		計	初産	経産
総計		100%	100%	100%
1年未満		4.3	3.7	6.0
1年～3年		14.8	14.0	17.0
3年～5年		14.7	15.7	11.9
5年～10年		48.6	52.0	39.2
10年以上		16.1	13.0	25.0
不明		1.5	1.6	0.9

第9表 初経産別出産労働者数

初経産別	規模	総計			
		30人～99人	100人～499人	500人以上	
計	総計	100%	100%	100%	100%
	初産	73.6	64.5	73.6	79.6
	経産	26.4	35.5	26.4	20.4

述の産前平均休暇日数と同様、前年の調査より多くなつてい。初産者の平均休暇日数は、45.3日、経産者の平均休暇日数は45.1日であるから僅かであるが、初産者の平均休暇日数の方が多。なお産前休暇日数より産後休暇日数が多いとい。うことは従来の調査結果と同じであつた。

産後休暇日数を規模別に見ると、第10表のとおりで事業規模による休暇日数の差異は明らかでない。又産後休暇をとった労働者のいる事業場は、調査事業場の26.4% (26.2%) となつてい。

④ 妊産婦の退職者

妊娠又は分娩による退職者は、妊産婦 (出産労働者及び産前退職者) の40.6%に当る。即ち約4割の妊産婦が、妊娠又は分娩を契機に職場を離れていることは注目されなければならない。これを規模別に見ると、大企業より中小企業に退職する者の割合が多くなつてい。(第11表)

妊娠又は分娩による退職者の38.2% (38%) が産前退職者で、産後退職者は61.8% (62%) であつた。又規模別の産前退職者は30人～99人では48.2%、100人～499人では37.3%、500人以上では30.9%で、調査事業場を規模別に見ても産前より産後に退職した者が多。

次に初経産別に妊産婦の退職者をわけて見ると、初産で退職した者が83.3% (84.7%)、経産で退職した者が11% (12.1%) で初産で退職した者が9割近くを占めてい。妊産婦に対する退職者の割合は、初産で46.7%、経産では20.2%であるから、初産に退職する者の方がはるかに多くなつてい。

⑤ 産前における軽易業務転換

妊娠中の女子が請求した場合、使用者は他の軽易な業務に転換させなければならないと定めてい労働基準法の規定の実施状況について、転換者数及び転換した業務の内容を調査した結果は次のとおりである。

(イ) 転換者数

妊婦 (産前休暇者及び産前休暇前退職した者) の中、軽易業務に転換した者は0.1%に当り、妊婦10人に対し1人の割合で転換していた。これを規模別及び初経産別に見ると第12表のとおりで、転換者の割合は、事業規模によつてはつきりした差はみられないが経産者より初産者の方が多。なお転換した者の中初産の転換者が80.2%、経産が19.2%であつた。

次に軽易業務に転換した時期によつてわけて見ると、産前6週間より前に転換した者が77% (73.7%)、6週間以

第10表 規模別、初経産別1人平均産後休暇日数

規模別	初経産別	調査時期	
		昭和29年	昭和28年
総計	計	45.3日	44.6日
	初産	45.3	44.7
	経産	45.1	44.3
30人～99人	計	46.4	49.1
	初産	47.2	48.8
	経産	45.1	48.7
100人～499人	計	46.6	48.6
	初産	46.8	44.0
	経産	46.5	42.8
500人以上	計	48.2	43.1
	初産	48.2	43.8
	経産	48.1	43.1

第11表 規模別、妊産婦中の退職者数の割合 (妊産婦数=100)

規模別	妊産婦中の退職者の割合
総計	40.6%
30人～99人	45.8
100人～499人	41.3
500人以上	37.3

第12表 規模別及び初経産別、軽易業務転換者の妊婦中に占める割合 (妊産婦数=100)

初経産別	区分	軽易業務転換者数 (%)			
		総数	30人～99人	100人～499人	500人以上
計	総計	10.1%	10.4%	11.8%	8.8%
	初産	10.5	11.4	12.6	7.7
	経産	6.8	7.1	9.4	10.0

内に転換した者が22.6%(45%)で、前年の調査と比較して、妊娠後早期に転換した者が多くなっている。(註)
なお転換者のいる事業場は調査事業場の4.2%(6.2%)であつた。

(註) 労働基準法では6週間以内に出産予定の女子は休業を請求できることになっている。

(四) 軽易業務転換の内容

具体的にどのような業務に転換したかは、その産業により、又職種により異なるが、一般的には次のことがいえる。即ち筋肉労働より事務労働へ、立作業より坐作業へ、又は交替勤務を昼間勤務にする等であるが具体的事例をあげると第13表のとおりである。

第13表 軽易業務転換の内容

産業分類	転換前の業務	転換後の業務	産業分類	転換前の業務	転換後の業務
D 鉱業	重量物取扱	雑貨並びに玩具販売	F27 印刷、出版及び類似産業	製本工	青貼作業
	石炭積込又は選炭作業	雑作業		機械作業	紙整理作業
	選炭	浴場当番	F28 化学工業	左官手伝	倉庫番
E 建設業		給仕		運搬作業	事務
	雑役	炊事婦	F30 ゴム製品製造業	箱詰(立業)	検査選別(坐業)
F20 食料品製造業	圧搾作業	樽袋修理作業		ラジインダー作業	仕上
	肉体労働	事務	F32 ガラス及び土石製品製造業	運搬夫	食堂湯わかし
F21 煙草製造業	巻入作業	仕上品検査		容器整理、土木作	休憩所の雑務
	函詰作業	材料品整理	F33 第一次金属製造業	検査作業	スタンプ押
F22 繊維業	巻取(立業)	選別(坐業)		庫入、庫出作業	切符、カード整理
	織布工	準備工		皮割作業	寸法測定及び整理
	繰糸	雑役	F35 機械製造業	機械作業	検査包装作業
	水洗乾燥作業	室内選別	F36 電気機械器具製造業	現場作業	事務補助
	梳綿粗紡運転作業	チーズ巻紙作業		口金セメント付作	紙サック詰作業
	手織	放通し	F37 輸送用機械器具製造業	自転車の筋引作業	同紙巻及び包装作業
	マシン作業	検査仕上作業		ターレット旋盤工	検査工
	機械台特	ネーム折、毛布、綿点取	F39 その他の製造業	仕上工	現場事務
	染色工	検査工		タイピスト	一般事務
	梳綿、前紡、繰糸	仕上工	H 金融及び保険業	出納	手金
F23 衣服及び身廻品製造業	織布工	検査、補修(坐業)工		貸付	計算事務
	マシン掛	検査工	J 運輸通信及びその他の公益事業	自動車運転	事務補助
	マシン仕上工	手作業		電話交換	検査又は格理
F24 木材及び木製品製造業	運搬作業	型付作業		交替勤務	日勤のみ
F25 紙及び類似品製造業	紙運搬作業	受入係		結核病棟勤務	普通病棟勤務
	製品運搬作業	手作業	K サービス業	病舎勤務	外来勤務
	包装作業	選別作業		患者移動病棟勤務	眼科勤務

(6) 育児時間

産婦の中育児時間を請求した者は、68.4%に当る。規模別に見ると30人～99人では42.3%、100人～499人では52.8%、500人以上では98.3%に当る者が育児時間を請求しており、大企業程育児時間を請求する者の割合が多くなっている。初産産別では初産者の65.5%、経産者の59.4%が育児時間を請求している。

育児時間を請求した者に与えられた時間は、1日2回各30分を与えられた者が請求実人員の94.4%、1日2回各30分を超える時間を与えられた者が5.6%である。(第14表)

なお育児時間の請求をうけた事業場は調査事業場の12.3%、産後休暇をとった労働者のいる事業場の46.6%であつた。

(7) 生・死産別件数

出産件数に対する生産件数の割合は84.7%、死産件数の割合は6.9%である。

ちなみに昭和29年における厚生省の調査と比較(本調査においては生・死産不明のものが8.4%あるので正確な比較ではないが)して見ると、厚生省の全国調査では出産1,952,249件に対する死産187,123件の割合は9.6%であつた。

出産件数に対する死産件数の割合を規模別に見ると第15表のとおりである。初産産別では初産6.7%、経産7.6%で僅かではあるが初産より経産の死産の割合が高くなっている。

(8) 生理休暇

女子労働者(昭和29年1月1日現在)の中、生理休暇を請求した者は23.7%である。即ち1年間に約1/4に近い女子労働者が生理休暇を請求(少くとも1回以上)している。

これを規模別に見ると、30人～99人では12%、100人～499人では21.7%、500人以上では33.1%で、大企業に雇用される女子労働者に生理休暇を請求した者が多くなっている。

産業別では、煙草製造業59%、電気機械器具製造業47.6%、運輸通信及びその他の公益事業42.3%等が請求した者の割合が多く、家具及び装備品製造業4.9%(労働者100人以上を雇用する事業場には該当者がなかつた)建設業8.1%が少い。

生理休暇を請求した者の年間の平均請求回数は4.3回、1回の平均休暇日数は1.5日(1.5日)で前年の調査と同じであつた。1回の平均休暇日数を規模別に見ると(第16表)、事業規模による差異は明らかでないが、

第14表 規模別育児時間請求者数

規模別	区分	請求実人員	育児時間が1日2回各30分を与えられた者	育児時間が1日2回各30分を超えて与えられた者	産婦数に対する割合(産婦数=100)
総計		100%	94.4%	5.6%	68.4%
30人～99人		100	79.4	20.6	42.3
100人～499人		100	93.6	6.4	52.8
500人以上		100	98.5	1.5	98.3

第15表 生・死産別件数(%)

規模別	出産件数	生産件数	死産件数	不明
総計	100%	84.7%	6.9%	8.4%
30人～99人	100	76.9	6.6	16.5
100人～499人	100	86.0	6.3	7.3
500人以上	100	88.6	7.9	3.5

第16表 生理休暇の請求実人員(%) 請求回数及び休暇日数

規模別	区分	請求実人員(女子労働者数=100)	請求した女子労働者の平均請求回数	1回の請求の平均休暇日数	女子労働者1人当たりの平均休暇日数
総計		23.7%	4.3回	1.5日	1.5日
30人～99人		12.0	5.1	1.6	1.0
100人～499人		21.7	4.0	1.4	1.2
500人以上		33.1	4.3	1.5	2.1

産業別では、木材及び木製品製造業の2.8日、建設業の2.7日、石油及び石炭製品製造業の2.4日の順に多く家具及び装備品製造業の1日、煙草製造業、サービス業の各1.1日等でかなりの差がある。又1年間の生理休暇の総日数は女子労働者1人当りにすると1.5日(1.5日)であつた。

生理休暇の請求をうけた事業場は、調査事業場の32.2%(33.3%)で、産業別では、煙草製造業の全部が請求をうけているのが注目される。

三 労働協約又は就業規則の中における女子保護規定

労働協約又は就業規則の中の産前産後の休業、生理休暇及び育児時間に関する保護規定について調査した。本調査では前述の様に30人以上の労働者を雇用する事業場を対象としており、就業規則は当然有るものと考えられるので、労働協約の有無について調査した。

調査事業場の約60%が労働協約を有しており、500人を超える事業場では73.4%を占め、規模が小さい程労働協約を有する事業場が少い。これは現在の労働組合の組織状況、その他の事情に起因するものであろう。

(1) 産前産後休暇

(i) 給与(註)

産前産後の休業中の給与について調査事業場の85.5%がこれを定めている。

産前産後の休業中の給与について定めのある事業場を給与額及び期間にしたがつてわけを見ると、産前産後の休業中無給で健康保険法により出産手当金が支払われる事業場が最も多く46.5%(47.7%)を占めている。(第17表)又職員と工員等により給与の異なる定をしている事業場が8.2%あつた。

職員と工員等により異なる給与を定めている事業場の支給内容を見ると、職員には100%の賃金を支給し、工員は無給で健康保険法により出産手当金が支払われるとする事業場が最も多く、月給者と日給者により差別するもの、職員には100%の賃金を支給するが工員には基本給のみとし、あるいは臨時工は無給とする等があり、共通していえることは工員よりも職員が有利に取扱われているということである。

その他の支給方法を定めている事業場5%には次の如きものがあつた。即ち健康保険法の標準報酬日額の6割に事業主が2割を負担し、あわせて8割を支給するもの、産前6週、産後7週若しくは10週にわたつて100%の賃金を支給するという産前よりも産後の休業に対し長期間支給するもの、産前無給、産後有給とする。例えば産後6週間のみ100%の賃金を支給するもの。勤続1年未満は1ヶ月、5年未満は3ヶ月の間100%の賃金を支給するというように勤務年限によつ

第17表 産前産後休業中の給与の規定から見た事業場数
(労働協約又は就業規則による定め)

産前産後の休業中の給与について定めのある事業場数	100%
休業中無給で健康保険法による出産手当金が支払われる	46.5
出産の前後各6週間は有給で100%の賃金を支給する	32.5
出産の前後各6週間を超えて100%の賃金を支給する	4.1
出産の前後各6週間は有給で100%未満の賃金を支給する	3.7
職員と工員等により異つた支給をする	8.2
その他	5.0

て差を設けている事業場がある。

(註) 労働基準法には産前産後の休業中の賃金については規定していないから、労働協約、就業規則又は労働契約によるわけである。次に述べる生理休暇及び育児時間についての賃金も同様なことがいえる。

(ii) 休暇日数

労働協約又は就業規則に産前産後の休暇日数について規定のある事業場は、調査事業場の74.6%である。規模別では、30人～99人が67.2%、100人～499人では85.3%、500人以上では95.5%となつており、規模が大きい程、定めのある事業場が多くなつてゐる。休暇日数は、産前産後各6週間以内とするものが90%、6週間を超える期間を定めているものが10%であつた。

産前産後の休暇日数が各6週間を超える定をしている事業場を休暇期間にしたがつてわけを見ると、産前産後何れも7週以内の事業場が最も多い。(第18表)

(2) 生理休暇

生理休暇について、労働協約又は就業規則に定めのある事業場は、調査事業場の82.9%である。この中生理休暇を有給とする事業場が71.8%(69%)で、前年の調査と同様、有給とする事業場が約7割を占めている。

生理休暇を有給とする事業場を、休暇日数によつてわけを見ると有給日数を2日とするものが39.1%(38.3%)で最も多い。

(第19表)

生理休暇中の給与について定めのある事業場を有給と無給とにわけを見ると第20表のとおりで、大規模の事業場程有給とするものが多い。

有給とする場合の給与額であるが、これは各事業場によりかなり相違しており、賃金の100%を支給するというものが最も多く基本給のみを支給するもの、あるいは健康保険法の標準報酬日額の相当額を支給するもの、職員(又は月給者)と工員(又は日給者)と異つた取扱いをするもの等がある。

(3) 育児時間

(i) 給与

労働協約又は就業規則に調査事業場の70%(75.1%)に当る事業場が育児時間の給与について定めている。その中有給とする事業場が83.5%(85.9%)、無給とする事業場16.5%(14.1%)である。

規模別では、事業の規模が大きい程、有給と定めている事業場が多く、生理休暇中の給与と同じであつた。(第21表)

次に有給である事業場の給与の内容であるが、その殆んどが100

第18表 産前産後の休暇日数別事業場数
(労働協約又は就業規則による定め)

事業場	区分	産 前	産 後
総 数		100%	100%
7 週間以内		50.6	46.6
8 週間以内		9.8	17.0
9 週間以内		7.9	1.5
9 週を超える		9.3	7.7
不 明		22.4	27.2

(註) 総数=産前産後の休暇日数が各6週を超える事業場数

第19表 生理休暇中の給与を有給日数より見た事業場数(%)
(労働協約又は就業規則による定め)

事業場数	調査時期	昭和29年	昭和28年
生理休暇が有給である事業場		100%	100%
有給日数 2 日		39.1	36.3
〃 8 日		17.4	17.7
〃 1 日		9.0	8.2
〃 4 日以上		1.0	11.0
〃 不 明		33.5	34.8

第20表 生理休暇中の給与を有給、無給別に見た事業場数(%)
(労働協約又は就業規則による定め)

区分		事業場数(%)	
規模別		有 給	無 給
総 計		71.8 (69)	28.2 (31)
30人～99人		55.6 (56)	44.4 (44)
100人～499人		64.1 (66)	35.9 (34)
500人以上		79.7 (80)	20.3 (20)

(註) 括弧内の数字は昭和28年の調査を示す

%の賃金を支給し、育児時間をとつたため賃金を減額しないとしている。有給であるが賃金を減額するという事業場には、固定給のみ支給する。月給者は有給、日給者は無給とする。能率給は支給しない。請負給は減額する。職員は賃金を減額しないが労務者は減額する。賃金の50%を減額する等があつた。

(ロ) 時間

育児時間について労働協約又は就業規則に定めのある事業場は調査事業場の60%であつた。これを規模別に見ると、30人～99人では54%、100人～499人では74.8%、500人以上では91.6%であるから、500人を超える事業場では、9割以上が育児時間の定めがある。

育児時間について定めのある事業場がどの程度の時間を与えるかによつてわけて見ると、1日2回各30分を与えるという事業場が最も多く85.4%を占めており、これを上回る時間を与える事業場が6.9%であつた。

その他の事業場の7.7%中には、必要な時間を与えるもの、1日3回各30分あて与えるもの、2時間以内で適宜与えると定めているもの等がある。(第22表)

四 授乳施設及び託児施設

(1) 授乳施設

乳児を保育する女子労働者のため授乳施設が設けられることは望ましいことであるが調査事業場の中で専用の授乳施設を有する事業場は1.4%に過ぎない。しかし兼用の施設を有しているものが22.5%あるのでこれとあわせると調査事業場の23.9%が専用又は兼用の授乳施設を有していることになる。

規模別では第23表のとおりで、大企業程授乳施設のある事業場が多い。

兼用の授乳施設では、休憩室、面会所、宿直室、更衣室及び守衛室等の兼用となつている。

(2) 託児施設

授乳施設と同様に労働基準法の定める育児時間に関する規定を活用するため、事業場における託児施設は重要な意味があると思う。

託児施設を有する事業場(専用及び兼用)は2.5%で、その中専用の託児施設を有する事業場は、僅か0.6%であつた。

託児施設を有する事業場を規模別に見ると第24表のとおりで、事業場における託児施設は未だしの感がある。ちなみに500人を超える労働者を雇用する事業場においても専用の託児施設を有するものは4.4%に過ぎない。

第21表 育児時間中の給与を有給無給別に見た事業場数(%)
(労働協約又は就業規則による定め)

規模別	事業場数(%)	
	有給	無給
総計	83.5(85.9)%	16.5(14.1)%
30人～99人	80.5(85.2)	19.5(14.8)
100人～499人	86.7(86.3)	13.3(13.7)
500人以上	90.5(89)	9.5(11)

(註) 括弧内の数字は昭和28年の調査を示す

第22表 与えられる育児時間別に見た事業場数(%)

育児時間の定めのある事業場数	100%
1日2回各30分を与える	85.4
1日2回各30分を超える	6.0
各45分以内	0.9
各1時間以内	7.7
その他	

託児施設の兼用の場合は、授乳施設の場合と同じく、休憩室、更衣室、宿直室等と兼用されている。なお煙草製造業の94.1%が専用の託児施設を有していることが特に注目された。

第24表 託児施設を有する事業場数(%)

規模別	託児施設を有する事業場		
	計	専用	兼用
総計	2.5%	0.6%	1.9%
30人～99人	2.1	0.1	2.0
100人～499人	2.6	0.9	1.7
500人以上	6.9	4.4	2.5

(註) 規模別の各事業場数=100

第三 結 語

以上の如く主として前年の調査と比較年ら、女子保護実施状況の概説を試みた。調査の結果特筆すべきものとしては、中小企業的女子労働者より、大企業のそれがより保護されていることである。これは女子保護実施状況の調査及び労働協約又は就業規則の中における女子保護規定の両方から看取された。

又女子労働者の中における有夫者の割合が相当数増加していること、産前産後の休暇日数が逐年多くなっていること。妊娠又は分娩を契機として約4割の女子労働者が退職し、特に中小企業に退職する者の割合が多かつたこと。1年間に女子労働者の約4%が生理休暇を請求したこと等も注目されるべきことである。

第23表 授乳施設を有する事業場数(%)

規模別	授乳施設を有する事業場数		
	計	専用	兼用
総計	23.9%	1.4%	22.5%
30人～99人	17.4	0.5	16.9
100人～499人	31.9	1.7	30.2
500人以上	65.0	9.2	55.8

(註) 規模別の各事業場数=100

第1表 規模別事業場数

規 模 別		産 業 分 類	総 計	80人～99人	100人～499人	500人 以上
業 種	業 種					
総 計	計		2,296	919	918	459
D. 飲 業	業		116	25	38	53
E. 建 設 業	業		79	36	38	5
F. 製 造 業(計)	業(計)		1,170	425	444	301
20. 食 料 品 製 造 業	業		78	41	30	7
21. 煙 草 製 造 業	業		11	—	3	8
22. 紡 織 業	業		264	65	106	73
23. 衣服及び身廻品製造業	業		24	14	8	2
24. 木材及び木製品製造業	業		45	42	3	—
25. 家具及び装備品製造業	業		13	11	2	—
26. 紙及び類似品製造業	業		39	8	19	12
27. 印刷、出版及び類似産業	業		52	18	22	12
28. 化 学 工 業	業		111	28	41	42
29. 石油及び石炭製品製造業	業		15	8	3	4
30. プラスチック製品製造業	業		20	5	12	3
31. 皮革及び皮革製品製造業	業		4	1	3	—
32. ガラス及び土石製品製造業	業		56	21	25	10
33. 第一次金属製造業	業		77	23	22	32
34. 金属製品製造業	業		50	28	20	2
35. 機 械 製 造 業	業		122	43	51	28
36. 電気機械器具製造業	業		78	15	31	34
37. 輸送用機械器具製造業	業		63	15	23	25
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	業		27	9	12	6
39. そ の 他 の 製 造 業	業		21	12	8	1
G. 卸 売 及 び 小 売 業	業		165	92	61	12
H. 金 融 及 び 保 険 業	業		154	94	43	17
I. 不 動 産 業	業		3	1	2	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業	業		491	173	250	68
K. サ ー ビ ス 業	業		118	73	42	3

(註) 事業場数は調査の対象となつた実数である。

第2表 規模別労働者数

産業分類	規 模 労働者数	規 模 別 労働者数						
		規 模 別 労働者数			30人～99人			
		労働者総数	女子労働者数		労働者総数	女子労働者数		
			小 計	満18才未満	満18才以上	小 計	満18才未満	満18才以上
総 計		982,560	224,014	33,242	190,772	52,900	15,734	1,758
D. 鉄 業		188,752	9,837	89	9,748	1,648	188	4
E. 建 設 業		13,906	1,725	43	1,682	2,320	225	8
F. 製 造 業(計)		589,092	162,745	30,768	131,977	24,511	8,511	1,414
20. 食 料 品 製 造 業		15,090	5,373	864	4,509	2,412	603	121
21. 煙 草 製 造 業		8,685	4,309	333	3,976	—	—	—
22. 紡 織 業		116,228	83,324	20,301	63,023	4,729	3,280	678
23. 衣服及び身廻品製造業		6,937	3,581	689	2,892	842	622	105
24. 木材及び木製品製造業		2,569	574	44	530	2,227	512	39
25. 家具及び装備品製造業		831	176	29	147	619	96	8
26. 紙及び類似品製造業		22,323	3,712	226	3,486	452	179	35
27. 印刷、出版及び類似産業		23,734	3,519	171	3,348	1,168	288	47
28. 化 学 工 業		82,365	17,177	2,091	15,086	1,715	501	89
29. 石油及び石炭製品製造業		3,744	425	17	408	424	131	14
30. ゴム製品製造業		5,597	1,782	297	1,485	342	148	37
31. 皮革及び皮革製品製造業		764	221	89	132	89	21	1
32. ガラス及び土石製品製造業		15,511	3,209	755	2,454	1,232	428	41
33. 第一次金属製造業		105,500	6,703	126	6,577	1,165	145	5
34. 金属製品製造業		7,701	1,881	207	1,674	1,691	341	45
35. 機 械 製 造 業		48,571	5,481	1,064	4,417	2,492	289	84
36. 電気機械器具製造業		52,717	12,823	2,140	10,683	851	310	54
37. 輸送用機械器具製造業		55,195	4,098	281	3,817	940	176	25
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		10,940	3,158	844	2,314	491	162	15
39. その他の製造業		4,094	1,719	200	1,519	630	284	25
G. 卸売及び小売業		28,785	11,324	433	10,891	4,965	1,252	98
H. 金融及び保険業		30,793	12,008	224	11,784	4,755	1,657	60
I. 不 動 産 業		497	152	6	146	33	17	6
J. 運輸通信及びその他の公益事業		164,992	19,058	1,456	17,602	10,047	1,437	51
K. サ ー ビ ス 業		15,743	7,165	223	6,942	4,621	2,452	112

(註) 労働者数は調査の対象となつた実数である。

労働者数

(昭和29年12月31日現在)

労働者数	労働者総数	100人～499人			500人以上		
		女子労働者数		労働者総数	女子労働者数		労働者総数
		小 計	満18才未満		小 計	満18才未満	
満18才以上							
13,981	201,178	57,146	8,261	48,885	728,482	151,134	23,228
179	9,555	941	18	923	127,549	8,718	67
217	8,152	1,116	34	1,082	3,434	384	1
7,097	98,193	37,181	7,425	29,756	466,388	117,103	21,929
482	6,417	2,088	196	1,892	6,261	2,682	547
—	1,207	676	34	642	7,478	8,633	299
2,607	25,976	19,236	4,830	14,406	85,518	60,808	14,798
517	1,361	1,075	220	855	4,734	1,884	364
473	342	62	5	57	—	—	—
88	212	80	21	59	—	—	—
144	4,505	1,154	132	1,022	17,366	2,379	59
236	4,837	759	70	689	17,729	2,477	54
412	8,874	1,882	132	1,750	71,776	14,794	1,870
117	856	97	—	97	2,464	197	3
111	2,575	1,184	251	933	2,680	453	9
20	675	200	88	112	—	—	—
387	5,964	1,679	274	1,405	8,315	1,102	440
140	4,245	505	36	469	100,090	6,053	85
296	4,284	742	145	597	1,726	298	17
255	10,509	1,266	194	1,072	35,570	3,926	836
256	6,420	2,011	314	1,697	48,446	10,502	1,772
151	4,909	836	166	670	49,347	3,086	90
147	2,311	753	201	552	8,138	2,248	628
258	1,714	846	116	730	1,750	589	58
1,154	11,605	4,121	195	3,926	12,215	5,951	139
1,597	10,253	3,703	112	3,591	15,785	6,648	52
11	464	135	—	135	—	—	—
1,386	55,782	6,005	370	5,635	99,163	11,616	1,035
2,340	7,174	3,994	106	3,888	8,948	719	5

第3表 労働者総数に対する女子労働者の割合

産業分類	区分	昭和29年1月1日現在		昭和29年12月31日現在	
		労働者総数に対する女子労働者数の割合(%)	女子労働者数に対する有業者数の割合(%)	労働者総数に対する女子労働者数の割合(%)	女子労働者数に対する有業者数の割合(%)
総計		25.4	13.0	25.8	14.2
D. 鉱業		8.1	26.4	7.6	29.7
E. 建設業		10.6	25.4	12.2	18.4
F. 製造業(計)		31.4	12.2	30.8	13.4
20. 食料品製造業		31.6	14.4	31.4	17.3
21. 煙草製造業		51.0	32.4	51.0	37.8
22. 紡織業		73.0	7.5	72.0	8.2
23. 衣服及び身廻品製造業		65.5	8.1	63.7	9.5
24. 木材及び木製品製造業		22.9	33.4	22.6	35.4
25. 家具及び設備品製造業		19.2	10.8	18.8	10.7
26. 紙及び類似品製造業		20.7	17.9	20.6	19.3
27. 印刷、出版及び類似産業		16.8	13.3	16.4	15.4
28. 化学工業		29.7	14.9	21.6	16.3
29. 石油及び石炭製品製造業		16.4	40.0	16.8	37.2
30. ゼム製品製造業		41.6	19.0	39.3	19.0
31. 皮革及び皮革製品製造業		25.7	7.1	28.4	6.6
32. ガラス及び土石製品製造業		25.1	23.4	25.9	24.2
33. 第一次金属製造業		7.2	29.7	7.0	30.8
34. 金属製品製造業		17.4	17.2	18.5	16.9
35. 機械製造業		11.7	15.4	11.5	14.6
36. 電気機械器具製造業		27.1	9.1	26.3	10.4
37. 輸送用機械器具製造業		9.7	15.6	9.5	16.0
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		30.2	11.1	30.4	12.1
39. その他の製造業		45.2	29.9	45.3	31.9
G. 卸売及び小売業		33.6	7.8	33.6	8.3
H. 金融及び保険業		37.4	9.7	36.9	11.7
I. 不動産業		31.6	14.9	31.9	18.9
J. 運輸通信及びその他の公益事業		11.2	17.0	11.7	17.5
K. サービス業		47.1	15.9	51.5	17.8

第4表 労働者数の推移(%)

(昭和29年12月31日現在)

産業分類	規模	総計			30人～99人			100人～499人			500人以上		
		労働者数の推移(1)	労働者数の推移(2)	労働者数の推移(3)	労働者数の推移(1)	労働者数の推移(2)	労働者数の推移(3)	労働者数の推移(1)	労働者数の推移(2)	労働者数の推移(3)	労働者数の推移(1)	労働者数の推移(2)	労働者数の推移(3)
総計		98	98	100.0	98	98	100.0	98	99	101.0	98	96	98.0
D. 鉱業		98	87	93.6	89	81	91.0	88	83	94.3	95	89	93.7
E. 建設業		95	109	114.7	89	88	98.9	100	123	123.0	87	100.0	115.0
F. 製造業(計)		98	96	98.0	97	94	96.9	99	98	99.0	99	96	97.0
20. 食料品製造業		102	102	100.0	106	108	101.9	108	122	113.0	85	70	82.4
21. 煙草製造業		102	102	100.0	—	—	—	100	101	101.0	103	103	100.0
22. 紡織業		95	94	98.9	90	87	96.7	97	96	99.0	95	94	98.9
23. 衣服及び身廻品製造業		95	93	97.9	93	90	96.7	94	93	98.9	101	98	97.0
24. 木材及び木製品製造業		99	98	98.9	100	98	98.0	94	98	104.3	—	—	—
25. 家具及び設備品製造業		97	95	97.9	96	92	95.8	100	101	101.0	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		99	98	98.9	99	99	100.0	98	97	99.0	100	100	100.0
27. 印刷、出版及び類似産業		102	99	97.1	103	100	97.1	101	101	100.0	102	98	91.2
28. 化学工業		100	101	101.0	103	106	102.9	99	97	98.0	101	102	100.9
29. 石油及び石炭製品製造業		102	104	102.0	104	105	101.0	98	99	101.0	103	102	99.0
30. ゼム製品製造業		95	89	93.7	113	126	111.5	90	83	92.2	98	95	96.9
31. 皮革及び皮革製品製造業		98	108	110.2	107	100	93.5	97	109	112.4	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		98	101	103.1	93	99	106.5	100	102	102.0	101	103	102.0
33. 第一次金属製造業		97	95	97.9	84	95	113.1	98	94	94.9	98	96	98.0
34. 金属製品製造業		98	104	106.1	98	98	105.4	103	112	108.7	97	92	94.8
35. 機械製造業		100	98	98.0	98	99	106.1	116	104	89.7	98	98	94.9
36. 電気機械器具製造業		99	96	97.0	98	93	94.9	93	87	93.5	102	103	101.0
37. 輸送用機械器具製造業		99	97	97.0	95	94	98.9	96	100	104.2	100	96	96.0
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		107	108	100.9	109	111	101.8	106	101	95.3	107	114	106.5
39. その他の製造業		102	102	100.0	102	103	101.0	103	104	101.0	97	93	95.9
G. 卸売及び小売業		105	105	100.0	104	104	100.0	105	105	100.0	104	105	100.7
H. 金融及び保険業		101	99	98.0	100	101	101.0	102	100	98.0	99	96	97.0
I. 不動産業		92	93	101.1	76	74	96.1	96	100	104.2	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業		100	104	104.0	97	108	111.3	100	102	102.0	101	105	104.0
K. サービス業		91	100	109.9	102	103	101.0	82	98	119.5	80	69	103.8

(註) 昭和29年1月1日現在の労働者総数及び女子労働者数をそれぞれ100とする。

第5表 産前休暇者数及び休暇日数

産業分類	区 分	規 模	総 計					30人～99人		100人～499人		500人以上	
			産前休暇者数	休暇日数 6日以内のもの	休暇日数 7～10日のもの	休暇日数 11日以上のもの	1人平均 産前休暇日数	産前休暇者数	1人平均 産前休暇日数	産前休暇者数	1人平均 産前休暇日数	産前休暇者数	1人平均 産前休暇日数
総 計			4,020	75.0	22.7	2.3	34.0	273	34.0	960	33.9	2,787	34.4
D. 飲 業			307	78.0	18.7	3.3	32.9	18	46.1	46	29.5	248	30.5
E. 建 設 業			12	42.8	18.6	18.6	57.7	2	—	10	57.7	—	—
F. 製 造 業(計)			2,778	75.0	22.3	2.7	33.6	147	34.0	601	33.1	2,030	33.9
20. 食 料 品 製 造 業			85	71.8	24.2	4.0	38.5	3	59.5	37	36.4	45	38.1
21. 煙 草 製 造 業			324	81.5	18.3	0.2	32.9	—	—	84	30.8	240	35.0
22. 紡 織 業			777	77.5	20.4	2.1	31.3	65	30.8	207	31.9	505	32.2
23. 衣服及び身廻品製造業			61	80.0	12.7	7.3	30.8	10	25.9	27	28.8	24	44.5
24. 木材及び木製品製造業			14	85.8	7.1	7.1	33.4	14	33.5	—	—	—	—
25. 家具及び装備品製造業			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業			84	63.9	13.9	2.2	27.4	1	19.0	24	26.8	59	29.2
27. 印刷、出版及び類似産業			66	60.1	37.8	2.1	42.5	5	71.0	6	19.0	55	40.8
28. 化 学 工 業			425	79.7	19.8	1.0	32.8	6	158.2	47	28.9	372	31.7
29. 石油及び石炭製品製造業			8	60	40	—	34.1	2	45.5	6	26.5	—	—
30. プラスチック製品製造業			68	55.7	44.3	—	35.8	4	32.3	34	34.7	30	42.6
31. 皮革及び皮革製品製造業			1	—	100	—	99.0	—	—	1	99.0	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業			59	55.0	43.4	1.6	39.0	15	36.0	25	44.4	18	33.4
33. 第一次金属製造業			235	81.2	18.0	0.8	31.2	2	12.0	8	51.7	225	30.0
34. 金属製品製造業			22	85.7	4.1	10.2	27.2	3	18.7	6	32.7	13	34.3
35. 機 械 製 造 業			104	77.7	22.3	—	37.0	2	3.0	24	49.0	78	31.2
36. 電気機械器具製造業			260	68.8	34.6	1.6	42.3	1	28.0	29	45.9	230	41.2
37. 輸送用機械器具製造業			96	76.7	19.4	3.9	36.6	7	50.0	14	33.7	75	31.9
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業			47	64.0	22.8	13.2	31.7	1	—	9	23.3	37	37.2
39. その他の製造業			42	82.7	14.0	3.3	23.5	5	30.4	13	8.3	24	37.5
G. 卸売及び小売業			82	62.8	37.2	—	41.9	7	21.6	21	36.9	54	63.6
H. 金融及び保険業			254	63.8	30.6	5.6	35.7	12	34.0	60	36.2	182	35.9
I. 不 動 産 業			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業			464	76.9	22.1	1.0	33.4	38	31.4	154	34.7	272	34.6
K. サービス業			123	80.0	19.2	0.8	33.3	54	34.2	68	31.7	1	35.0

・(注) 1. 産前休暇者数は調査の対象となつた実数である。
2. 総計の産前休暇者数=100。

第6表 有夫者の中に占める出産労働者数(%)

(有夫者数=100)

産業分類	規 模	出 産 勞 働 者 数 (%)			
		総 計	30人～99人	100人～499人	500人以上
総 計		13.8	10.5	13.6	17.4
D. 飲 業		12.6	31.9	11.8	10.7
E. 建 設 業		4.6	4.1	5.1	—
F. 製 造 業(計)		14.1	9.1	14.8	19.0
20. 食 料 品 製 造 業		10.2	2.7	13.8	17.9
21. 煙 草 製 造 業		28.2	—	27.5	28.9
22. 紡 織 業		15.4	11.6	16.1	20.8
23. 衣服及び身廻品製造業		25.4	23.8	31.8	27.8
24. 木材及び木製品製造業		7.6	7.9	—	—
25. 家具及び装備品製造業		—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		10.9	4.5	10.4	13.6
27. 印刷、出版及び類似産業		11.4	16.1	5.8	13.7
28. 化 学 工 業		16.0	4.5	17.2	20.3
29. 石油及び石炭製品製造業		7.4	5.7	11.5	—
30. プラスチック製品製造業		14.9	16.0	13.1	26.7
31. 皮革及び皮革製品製造業		6.3	—	10.0	—
32. ガラス及び土石製品製造業		9.8	11.6	7.7	11.2
33. 第一次金属製造業		10.2	4.2	7.3	11.6
34. 金属製品製造業		5.7	2.7	6.7	30.2
35. 機 械 製 造 業		11.1	3.2	10.9	13.4
36. 電気機械器具製造業		19.2	5.0	13.8	24.7
37. 輸送用機械器具製造業		15.3	13.2	20.0	14.5
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		13.0	—	15.3	18.5
39. その他の製造業		6.8	5.5	5.2	41.4
G. 卸 売 及 び 小 売 業		8.9	9.2	7.4	11.7
H. 金 融 及 び 保 険 業		16.6	10.8	17.5	20.7
I. 不 動 産 業		—	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業		15.9	14.3	16.0	17.3
K. サービス業		12.1	13.5	11.0	0.8

第7表 産後休暇

産業分類	区分	規 模			
		産後休暇者数	休暇日数が5週 の間のもの	休暇日数が6週間を超え るもの	休暇日数が不明のもの
総 計		3,989人	67.7%	27.1%	5.2%
D. 飲 業		302	65.1	30.5	4.4
E. 建 設 業		18	33.3	26.6	40.1
F. 製 造 業(計)		2,743	65.5	28.9	5.6
20. 食 料 品 製 造 業		82	84.5	14.8	0.7
21. 煙 草 製 造 業		324	100	—	—
22. 紡 織 業		797	59.5	32.2	8.8
23. 衣服及び身廻品製造業		60	50.0	48.0	2.0
24. 木材及び木製品製造業		15	40	40	20
25. 家具及び装備品製造業		—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		80	64.8	32.8	2.4
27. 印刷、出版及び類似産業		60	68.4	27.1	4.5
28. 化 学 工 業		893	65.4	28.6	6.0
29. 石油及び石炭製品製造業		9	16.7	50	33.3
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		66	44.8	55.2	—
31. 皮革及び皮革製品製造業		1	—	100	—
32. ガラス及び土石製品製造業		60	41.4	55.4	3.2
33. 第 一 次 金 属 製 造 業		234	90	8.5	1.5
34. 金 属 製 品 製 造 業		22	46.9	86.7	16.4
35. 機 械 製 造 業		104	61.0	86.0	3.0
36. 電 気 機 械 器 具 製 造 業		257	50.9	41.8	7.8
37. 輸送用機械器具製造業		97	80.8	18.4	0.8
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		50	72.6	15.0	12.4
39. そ の 他 の 製 造 業		42	73.1	23.6	3.3
G. 卸 売 及 び 小 売 業		81	41.8	50	8.2
H. 金 融 及 び 保 險 業		259	84.2	8.7	4.1
I. 不 動 産 業		—	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業		468	72.9	24.0	3.1
K. サ ー ビ ス 業		120	76.6	21.2	2.2

者 及 び 休 暇 日 数

1人平均産後 休暇日数	30人～99人		100人～499人		500人以上	
	産後休暇者数	1人平均産後 休暇日数	産後休暇者数	1人平均産後 休暇日数	産後休暇者数	1人平均産後 休暇日数
45.3日	276人	46.4日	957人	46.6日	2,756人	43.2日
45.4	13	47.2	43	52.5	246	42.8
50.8	2	—	11	50.8	—	—
44.8	150	46.1	601	46.4	1,992	42.7
43.0	8	59.5	39	41.9	40	41.2
40.3	—	—	79	42.0	245	38.6
47.9	69	49.8	212	49.1	506	45.1
41.1	8	43.6	27	39.3	25	42.1
47.5	15	47.5	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
45.6	1	42.0	23	45.8	56	45.6
49.2	4	64.8	6	42.8	50	48.5
41.6	6	50.3	45	43.5	342	40.3
46.3	3	33.0	6	50.7	—	—
43.9	4	42.0	34	44.1	28	45.0
42	—	—	1	42.0	—	—
55.1	17	59.6	24	52.7	19	39.4
43.8	2	45.0	8	66.6	224	41.6
38.0	3	27.0	6	45.4	13	40.8
48.7	2	40.5	25	56.0	77	42.5
49.9	1	104.0	29	54.3	227	46.6
42.5	6	53.5	15	43.6	76	45.2
42.7	1	—	9	42.0	40	43.2
41.9	5	41.4	13	42.0	24	42.0
56.2	7	45.1	21	58.2	58	67.9
44.3	14	60.5	59	42.7	186	41.5
—	—	—	—	—	—	—
44.9	35	40.7	155	47.0	278	44.5
41.2	52	41.3	67	41.2	1	35.0

(註) 1. 産後休暇者数は調査の対象となつた実数である。
2. 総計の産後休暇者数=100

第8表 妊産婦の退職者数(%)

産業分類	区 分	妊産婦数 %	妊産婦の退職者数(%)		
			計	産前退職者数	産後退職者数
			%	%	%
総 計		100	40.6	15.5	25.1
D. 飲 業		100	36.8	16.5	20.3
E. 建 設 業		100	71.4	67.8	3.6
F. 製 造 業(計)		100	42.5	12.1	30.4
20. 食 料 品 製 造 業		100	46.0	11.8	34.2
21. 煙 草 製 造 業		100	0.9	0.4	0.5
22. 紡 織 業		100	40.6	9.2	31.4
23. 衣服及び身廻品製造業		100	43.1	11.3	31.8
24. 木材及び木製品製造業		100	40.0	6.6	33.4
25. 家具及び装備品製造業		100	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		100	43.9	16.4	27.5
27. 印刷、出版及び類似産業		100	50.8	12.5	38.3
28. 化 学 工 業		100	30.0	9.1	20.9
29. 石油及び石炭製品製造業		100	48.9	23.4	25.5
30. プラスチック製品製造業		100	59.2	7.7	51.5
31. 皮革及び皮革製品製造業		100	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		100	49.5	5.8	43.7
33. 第一次金属製造業		100	31.0	12.6	18.4
34. 金属製品製造業		100	70.0	28.0	42.0
35. 機 械 製 造 業		100	52.5	24.0	28.5
36. 電気機械器具製造業		100	65.0	23.2	41.8
37. 輸送用機械器具製造業		100	68.3	24.0	39.3
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		100	58.0	27.7	25.3
39. その他の製造業		100	46.4	3.0	43.4
G. 卸 売 及 び 小 売 業		100	57.5	35.3	22.2
H. 金 融 及 び 保 險 業		100	45.8	50.2	15.6
I. 不 動 産 業		100	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業		100	29.0	12.7	16.3
K. サ ー ビ ス 業		100	26.0	12.4	13.6

第9表 産前における軽易業務転換者数(%)

(妊婦数=100)

産業分類	転換者数	軽易業務転換者数(%)			
	規 模	総 計	30人～99人	100人～499人	500人以上
		%	%	%	%
給 計		10.1	10.4	11.8	8.3
D. 飲 業		4.6	—	8.5	4.4
E. 建 設 業		1.9	—	9.6	—
F. 製 造 業(計)		12.4	14.0	14.4	9.7
20. 食 料 品 製 造 業		46.6	—	55.3	55.3
21. 煙 草 製 造 業		10.4	—	3.6	17.4
22. 紡 織 業		11.1	8.7	14.8	8.0
23. 衣服及び身廻品製造業		39.0	45.5	44.8	—
24. 木材及び木製品製造業		13.3	13.3	—	—
25. 家具及び装備品製造業		—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		17.7	—	32.1	1.5
27. 印刷、出版及び類似産業		6.1	20.0	—	1.6
28. 化 学 工 業		11.2	28.6	—	14.3
29. 石油及び石炭製品製造業		36.6	66.4	14.3	—
30. プラスチック製品製造業		23.7	25.0	5.4	82.4
31. 皮革及び皮革製品製造業		—	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		9.6	6.3	7.4	33.3
33. 第一次金属製造業		7.8	—	33.3	3.3
34. 金属製品製造業		3.0	—	—	13.3
35. 機 械 製 造 業		2.3	—	3.0	2.0
36. 電気機械器具製造業		9.8	20.0	11.4	0.4
37. 輸送用機械器具製造業		10.3	22.2	17.6	—
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		—	—	—	—
39. そ の 他 の 製 造 業		3.1	—	7.7	—
G. 卸 売 及 び 小 売 業		2.4	—	2.8	4.0
H. 金 融 及 び 保 険 業		3.8	10.0	2.5	—
I. 不 動 産 業		—	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業		8.9	7.1	11.5	5.7
K. サ ー ビ ス 業		9.1	11.5	5.4	—

第10表 育 児

産業分類	区 分	規 模			
		総 計		計	
		育 児 時 間 請 求 実 人 員	育 児 時 間 が 1 日 2 回 各 80 分 を 与 え ら れ た 者	1 日 2 回 各 80 分 を 与 え ら れ た 者	産 婦 数 に 対 す る 育 児 時 間 請 求 実 人 員
		人	%	%	%
総 計		3,242	94.4	5.6	68.4
D. 鉱 業		132	80.9	19.1	62.4
E. 建 設 業		8	55.6	44.4	64.8
F. 製 造 業(計)		2,739	96.3	3.7	81.8
20. 食 料 品 製 造 業		37	88.4	11.6	45.1
21. 煙 草 製 造 業		309	100	—	106.4
22. 紡 織 業		1,551	95.2	4.8	180.2
23. 衣服及び身廻品製造業		29	92.4	7.6	59.0
24. 木材及び木製品製造業		8	100	—	28.1
25. 家具及び装飾品製造業		—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		2	100	—	32.8
27. 印刷、出版及び類似産業		29	80	20	19.7
28. 化 学 工 業		8	98.8	1.2	108.4
29. 石油及び石炭製品製造業		475	100	—	50.0
30. プラスチック製品製造業		36	100	—	65.1
31. 皮革及び皮革製品製造業		—	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		12	89.2	10.8	16.3
33. 第一次金属製造業		86	87.3	12.7	40.4
34. 金属製品製造業		5	100	—	32.5
35. 機 械 製 造 業		39	95.2	4.8	39.6
36. 電気機械器具製造業		63	100	—	28.1
37. 輸送用機械器具製造業		28	100	—	31.4
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		9	100	—	24.7
39. そ の 他 の 製 造 業		17	100	—	37.6
G. 卸 売 及 び 小 売 業		17	85.7	14.3	29.4
H. 金 融 及 び 保 険 業		78	93.4	6.6	31.1
I. 不 動 産 業		—	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業		219	94.5	5.5	88.6
K. サ ー ビ ス 業		49	82.8	17.2	43.1

(注) 育児時間請求実人員は調査の対象となつた実数である。

時 間 請 求 者 数

(育児時間請求実人員=100)

30 人 ~ 99 人		100 人 ~ 499 人		500 人 以 上	
育 児 時 間 請 求 実 人 員	産 婦 数 に 対 す る 育 児 時 間 請 求 実 人 員	育 児 時 間 請 求 実 人 員	産 婦 数 に 対 す る 育 児 時 間 請 求 実 人 員	育 児 時 間 請 求 実 人 員	産 婦 数 に 対 す る 育 児 時 間 請 求 実 人 員
	%	人	%	人	%
107	42.3	487	52.8	2,648	98.3
6	60.0	29	70.7	97	40.9
1	50.0	7	70.0	—	—
55	40.4	828	55.4	2,861	128.7
1	33.3	18	46.2	18	47.4
—	—	102	129.1	207	84.5
39	60.9	95	46.6	1,417	288.6
4	50.0	15	55.6	10	50.0
3	23.1	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	7	30.4	22	89.3
1	33.3	1	20.0	6	14.0
1	33.3	19	43.2	455	198.6
—	—	6	100.0	—	—
—	—	9	26.6	27	96.4
—	—	—	—	—	—
—	—	8	38.1	4	21.1
1	50.0	6	75.0	79	36.1
—	—	4	80.0	1	7.7
—	—	12	48.0	27	37.5
1	100.0	6	24.0	56	27.9
2	33.3	5	33.3	21	29.2
—	—	6	66.7	—	—
2	40.0	4	30.8	11	46.8
3	42.9	5	29.6	9	18.0
5	35.7	17	29.8	56	30.8
—	—	—	—	—	—
16	47.1	78	51.3	125	45.3
21	42.0	28	46.2	—	—

第11表 生・死産別件数(%)

産業分類	規模	生産件数に対する死産 件数の割合			
		総計	30人 ～99人	100人 ～499人	500人 以上
	計	8.3	8.6	7.4	8.9
総計	初産	7.9	7.0	7.1	9.1
	経産	9.8	12.0	8.4	8.8
D. 鉱業		3.6	—	2.3	5.9
E. 建設業		—	—	—	—
F. 製造業(計)		6.9	7.8	7.9	5.7
20. 食料品製造業		13.2	—	19.4	2.2
21. 烟草製造業		10.7	—	17.6	4.3
22. 紡織業		6.2	5.2	7.6	5.4
23. 衣服及び身廻品製造業		6.2	10.0	8.8	4.3
24. 木材及び木製品製造業		7.7	7.7	—	—
25. 家具及び装備品製造業		—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		2.4	—	4.3	—
27. 印刷、出版及び類似産業		10.8	—	20.0	13.6
28. 化学工業		5.9	—	6.1	6.5
29. 石油及び石炭製品製造業		20.0	50.0	—	—
30. コム製品製造業		4.4	—	3.2	12.5
31. 皮革及び皮革製品製造業		—	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		18.6	21.4	4.4	12.5
33. 第一次金属製造業		4.1	—	—	4.7
34. 金属製品製造業		4.9	—	—	18.2
35. 機械製造業		6.6	100.0	—	5.0
36. 電気機械器具製造業		3.0	—	—	4.0
37. 輸送用機械器具製造業		10.2	—	15.4	13.6
38. 医療機械、理化学機械、 写真機製造業		7.4	—	—	14.3
39. その他の製造業		—	—	—	—
G. 卸売及び小売業		5.5	—	4.5	10.0
H. 金融及び保険業		5.3	—	5.5	7.4
I. 不動産業		—	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公 益事業		19.2	6.5	11.7	47.8
K. サービス業		12.3	19.5	3.1	—

第12表 生 理

産業分類	区分	総	
		請求した女子 労働者1人 平均請求 回数	1回の請求 の平均 休暇日数
	計	4.3	1.5
D. 鉱業		4.0	2.2
E. 建設業		7.3	2.7
F. 製造業(計)		3.7	1.4
20. 食料品製造業		2.4	1.3
21. 烟草製造業		4.4	1.1
22. 紡織業		2.7	1.4
23. 衣服及び身廻品製造業		3.9	1.2
24. 木材及び木製品製造業		6.3	2.8
25. 家具及び装備品製造業		12.0	1.0
26. 紙及び類似品製造業		5.1	1.2
27. 印刷、出版及び類似産業		7.1	1.5
28. 化学工業		4.9	1.3
29. 石油及び石炭製品製造業		8.9	2.4
30. コム製品製造業		2.5	1.6
31. 皮革及び皮革製品製造業		3.6	1.2
32. ガラス及び土石製品製造業		3.8	1.7
33. 第一次金属製造業		7.3	1.7
34. 金属製品製造業		3.8	2.0
35. 機械製造業		5.3	1.5
36. 電気機械器具製造業		4.0	1.5
37. 輸送用機械器具製造業		4.5	1.4
38. 医療機械、理化学機械、 写真機製造業		5.2	1.1
39. その他の製造業		6.3	1.4
G. 卸売及び小売業		5.5	1.8
H. 金融及び保険業		3.9	1.5
I. 不動産業		3.6	1.6
J. 運輸通信及びその他の公 益事業		6.3	1.6
K. サービス業		4.8	1.1

注 1) 請求回数及び請求日数は昭和29年一ケ年
2) 請求実人員は、1年間に少なくとも1回

休 暇

計	30人～99人					
	請求した女子 労働者1人平 均請求回数	請求実人員、 (女子労働者 数=100)	女子労働者1 人当りの平均 休暇日数	請求した女子 労働者1人平 均請求回数	1回の請求 の平均休暇 日数	請求した女子 労働者1人平 均請求回数
	日	%	日	回	日	%
	6.4	23.7	1.5	5.1	1.6	8.2
	8.8	12.5	1.1	8.8	2.7	22.6
	19.4	8.1	1.6	6.5	2.4	15.6
	5.4	25.3	1.4	5.0	1.8	8.8
	2.9	24.2	0.7	2.5	1.3	3.2
	4.8	59.0	2.8	—	—	—
	3.9	23.5	0.9	5.6	1.9	10.5
	4.8	17.4	0.9	4.8	1.2	5.6
	17.7	9.0	1.6	6.0	2.7	16.7
	12.0	4.9	0.6	12.0	1.0	12.0
	6.1	16.8	1.0	—	—	—
	10.9	35.6	3.9	9.6	1.7	16.3
	6.6	24.4	1.6	6.9	1.4	9.5
	21.1	25.0	5.3	10.6	2.5	26.3
	4.0	20.0	0.8	1.3	1.0	1.3
	4.1	24.9	1.0	—	—	—
	6.2	15.8	1.0	3.1	1.7	5.1
	12.4	26.0	3.2	4.7	2.0	9.1
	7.4	13.0	1.0	2.8	1.4	4.1
	7.9	27.2	2.2	6.3	1.1	6.8
	5.9	47.6	2.8	2.8	1.2	3.2
	6.4	23.4	1.5	7.7	1.7	13.0
	5.8	19.5	1.1	1.5	1.4	2.1
	8.4	27.9	2.5	7.9	1.8	14.4
	7.3	19.4	1.4	6.0	1.4	8.5
	5.7	9.4	0.5	5.0	1.3	6.4
	5.8	12.2	0.7	—	—	—
	10.2	42.3	4.3	4.6	1.3	6.1
	5.5	9.2	0.5	5.3	1.8	6.8

間の回数と日数である。
以上生理休暇を請求した者である。

第12表 生 産

区 分 産業分類	100人～499人			
	請求した女子労働者1人平均請求回数	1回の請求の平均休暇日数	請求した女子労働者1人平均請求日数	請求実人員、(女子労働者)数=100%
総 計	4.0	1.4	5.6	21.7
D. 鉱 業	5.5	2.5	13.8	11.0
E. 建 設 業	9.4	2.7	25.6	7.4
F. 製 造 業(計)	3.1	1.4	74.8	22.4
20. 食 料 品 製 造 業	2.9	1.3	3.8	13.6
21. 煙 草 製 造 業	4.0	1.1	4.5	46.3
22. 紡 織 業	2.5	1.3	3.4	17.8
23. 衣服及び身廻品製造業	4.0	1.6	6.5	11.6
24. 木材及び木製品製造業	7.5	2.8	21.4	33.3
25. 家具及び装備品製造業	—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業	5.1	1.1	5.6	20.7
27. 印刷、出版及び類似産業	6.2	1.5	9.2	29.6
28. 化 学 工 業	5.2	1.6	8.5	24.6
29. 石油及び石炭製品製造業	4.0	1.7	6.8	17.2
30. プラスチック製品製造業	2.4	1.7	4.1	22.5
31. 皮革及び皮革製品製造業	3.6	1.2	4.1	30.6
32. ガラス及び土石製品製造業	3.9	1.8	7.0	15.1
33. 第一次金属製造業	2.9	1.3	3.9	8.8
34. 金属製品製造業	3.6	1.7	6.1	15.1
35. 機械製造業	5.2	1.4	7.1	26.6
36. 電気機械器具製造業	2.0	1.2	2.4	65.6
37. 輸送用機械器具製造業	2.7	1.3	3.6	15.5
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業	4.5	1.1	5.0	12.2
39. その他の製造業	5.4	1.1	5.8	38.0
G. 卸 売 及 び 小 売 業	6.4	1.3	8.3	18.8
H. 金 融 及 び 保 険 業	3.7	1.5	5.5	14.8
I. 不 動 産 業	3.6	1.6	5.8	16.8
J. 運輸通信及びその他の公益事業	5.9	1.5	9.0	38.4
K. サービス業	4.5	1.0	4.5	11.6

休 暇 (続)

女子労働者1人当りの平均休暇日数	500人以上				
	請求した女子労働者1人平均請求回数	1回の請求の平均休暇日数	請求した女子労働者1人平均請求日数	請求実人員、(女子労働者)数=100%	女子労働者1人当りの平均休暇日数
1.2	4.3	1.5	3.2	33.1	2.1
1.6	3.3	1.9	6.4	19.7	0.9
1.9	2.0	3.1	6.3	16.4	1.0
0.9	3.9	1.4	5.5	33.7	1.9
0.5	1.7	1.1	2.0	25.6	0.5
2.1	4.5	1.1	4.9	66.1	3.3
0.6	2.5	1.4	3.5	33.4	1.2
0.8	3.6	1.1	3.8	49.7	1.9
7.1	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
1.2	5.0	1.4	7.0	18.7	1.3
2.7	7.3	1.5	11.2	59.7	6.7
2.1	4.5	1.2	5.4	25.7	1.4
1.2	5.7	1.8	10.3	21.8	2.2
0.9	3.5	1.2	4.3	18.5	0.8
1.3	—	—	—	—	—
1.1	4.2	1.4	6.0	9.0	0.5
0.3	7.9	1.7	13.2	30.7	4.1
0.9	4.8	2.6	12.3	48.8	6.1
1.9	5.1	1.7	8.2	32.9	2.9
1.5	6.4	1.6	9.9	41.7	4.1
0.6	4.5	1.4	4.5	31.4	1.9
0.6	6.9	1.1	7.5	26.9	2.0
1.9	2.0	2.0	4.0	7.1	—
1.6	4.4	1.4	6.0	36.5	2.2
0.8	4.0	1.5	6.1	12.0	0.7
0.9	—	—	—	—	—
3.5	7.4	1.7	12.7	58.4	7.4
0.5	4.2	1.2	4.9	4.4	0.2

第13表 産前産後休暇中の給与の規定から見た事業場数 (%)

(労働協約又は就業規則による定め)

産業分類	区分	産前産後の休暇中の給与について定のある事業場数	休業中の給与に健康保険法による手当が支払われる	産前産後の各6週間有給で100%の賃金を支給する	産前産後の各6週間有給で100%の賃金を支給する	産前産後の各6週間有給で100%の賃金を支給する	職員と工具員等に対する支給	その他
総計		100	46.5	3.7	32.5	4.1	8.2	5.0
D. 鉱業		100	73.9	2.5	2.8	—	13.7	7.1
E. 建設業		100	35.3	2.6	36.2	7.8	16.7	1.4
F. 製造業(計)		100	73.8	3.4	8.5	1.6	7.8	4.9
20. 食料品製造業		100	61.6	3.1	13.7	4.1	14.4	3.1
21. 煙草製造業		100	—	6.3	68.8	17.5	—	7.4
22. 紡織業		100	86.2	2.4	2.9	0.4	6.5	2.4
23. 衣服及び身廻品製造業		100	78.3	—	6.5	—	15.2	—
24. 木材及び木製品製造業		100	81.3	2.7	—	—	8.0	8.0
25. 家具及び装備品製造業		100	100	—	—	—	—	—
26. 紙及び類似品製造業		100	69.5	—	11.4	5.7	6.7	6.7
27. 印刷、出版及び類似産業		100	48.8	—	23.8	21.4	—	6.0
28. 化学工業		100	61.5	4.5	11.5	4.2	15.1	3.2
29. 石油及び石炭製品製造業		100	59.3	—	22.2	1.9	9.2	7.4
30. ガス製品製造業		100	87.3	—	—	—	7.9	5.8
31. 皮革及び皮革製品製造業		100	80	20	—	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		100	82.4	—	13.6	1.5	0.5	2.0
33. 第一次金属製造業		100	74.8	7.8	9.2	—	5.5	2.7
34. 金属製品製造業		100	69.3	6.7	8.9	3.4	10.0	1.7
35. 機械製造業		100	73.6	9.3	9.6	—	3.5	4.0
36. 電気機械器具製造業		100	71.3	6.2	5.1	—	11.2	6.2
37. 輸送用機械器具製造業		100	60.1	4.3	6.1	—	16.0	13.5
38. 医療機械、理化学機械、真機製造業		100	69.1	—	22.2	—	—	8.7
39. その他の製造業		100	83.5	—	—	—	8.9	7.6
G. 卸売及び小売業		100	23.5	6.6	46.0	5.8	9.1	9.1
H. 金融及び保険業		100	3.5	8.1	60.9	11.1	7.9	8.6
I. 不動産業		100	—	25	—	—	—	75
J. 運輸通信及びその他の公益事業		100	14.9	2.0	69.8	2.5	6.4	4.4
K. サービス業		100	12.6	4.1	53.7	15.6	6.3	7.7

第14表 産前産後の休暇日数別に見た事業場数 (%)

(労働協約又は就業規則による定め)

産業分類	区分	産前産後の休暇日数の定のある事業場	産前産後の各6週間以内	産前産後の各6週間を超えるもの	生理休暇中の給与について定のある事業場	有給	無給
総計		100	90.0	10.0	100	71.8	28.2
D. 鉱業		100	87.8	12.2	100	59.1	39.9
E. 建設業		100	85.2	14.8	100	86.8	13.2
F. 製造業(計)		100	90.7	9.3	100	51.0	49.0
20. 食料品製造業		100	85.2	14.8	100	58.0	42.0
21. 煙草製造業		100	33.3	66.7	100	100	—
22. 紡織業		100	93.5	6.5	100	38.0	62.0
23. 衣服及び身廻品製造業		100	100	—	100	34.4	65.6
24. 木材及び木製品製造業		100	98.1	1.9	100	46.0	54.0
25. 家具及び装備品製造業		100	100	—	100	25	75
26. 紙及び類似品製造業		100	96.7	3.3	100	27.2	72.8
27. 印刷、出版及び類似産業		100	71.4	28.6	100	71.2	28.8
28. 化学工業		100	87.0	13.0	100	70.3	29.7
29. 石油及び石炭製品製造業		100	76.7	23.3	100	75	25
30. ガス製品製造業		100	98.4	1.6	100	52.6	47.4
31. 皮革及び皮革製品製造業		100	100	—	100	100	—
32. ガラス及び土石製品製造業		100	94.4	5.6	100	35.3	64.7
33. 第一次金属製造業		100	84.6	15.4	100	58	42
34. 金属製品製造業		100	89.4	10.6	100	38.5	61.5
35. 機械製造業		100	97.6	2.4	100	52.8	47.2
36. 電気機械器具製造業		100	86.5	13.5	100	76.0	24.0
37. 輸送用機械器具製造業		100	88.2	11.8	100	57.8	42.2
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		100	98.7	1.3	100	61.9	38.1
39. その他の製造業		100	100	—	100	34.4	65.6
G. 卸売及び小売業		100	87.4	12.6	100	94.4	5.6
H. 金融及び保険業		100	87.3	12.7	100	55.6	44.4
I. 不動産業		100	50	50	100	50	50
J. 運輸通信及びその他の公益事業		100	95.3	4.7	100	43.9	56.1
K. サービス業		100	75.5	24.5	100	94.0	6.0

第15表 生理休暇中の給与を有給無給別に見た事業場数 (%)

(労働協約又は就業規則による定め)

第16表 育児時間中の給与及び時間別に見た事業場数 (%)

(労働協約又は就業規則による定め)

産業分類	区 分	給 与			時 間					その他
		給与につ いて定 める事 業場	有 給	無 給	時間につ いて定 める事 業場	1日2回 各30分	1日2回各30分を超える			
							計	各30分 以 内	各1時間 以 内	
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 計		100	83.5	16.5	100	85.4	6.9	6.0	0.9	7.7
D. 鉱 業		100	78.6	21.4	100	88.4	4.8	4.8	—	7.8
E. 建 設 業		100	89.7	10.3	100	68.1	21.3	17.0	4.8	10.6
F. 製 造 業(計)		100	72.8	27.2	100	89.2	9.9	8.2	0.7	6.9
20. 食 料 品 製 造 業		100	78.3	21.7	100	89.1	2.6	2.6	—	8.8
21. 煙 草 製 造 業		100	100	—	100	100	—	—	—	—
22. 紡 織 業		100	64.7	35.3	100	87.9	5.7	5.2	0.5	6.4
23. 衣服及び身用品製造業		100	68.4	31.6	100	100	—	—	—	—
24. 木材及び木製品製造業		100	74.4	25.6	100	91.4	—	—	—	8.6
25. 家具及び装備品製造業		100	56.2	43.8	100	91.7	8.8	8.8	—	—
26. 紙及び類似品製造業		100	80.2	19.8	100	96.7	—	—	—	3.3
27. 印刷、出版及び類似産業		100	84.8	15.2	100	72.0	9.8	5.8	4.5	18.2
28. 化 学 工 業		100	95.3	4.7	100	98.0	0.4	0.4	—	6.6
29. 石油及び石炭製品製造業		100	92.9	7.2	100	83.3	—	—	—	16.7
30. ゴ ム 製 品 製 造 業		100	58.8	41.2	100	92.2	—	—	—	7.8
31. 皮革及び皮革製品製造業		100	100	—	100	100	—	—	—	—
32. ガラス及び土石製品製造業		100	63.5	36.5	100	86.3	9.8	7.8	2.0	3.9
33. 第一次金属製造業		100	84.9	15.1	100	100	—	—	—	—
34. 金 属 製 品 製 造 業		100	64.9	35.1	100	85.6	—	—	—	14.4
35. 機 械 製 造 業		100	58.9	41.1	100	85.6	6.2	6.2	—	8.2
36. 電気機械器具製造業		100	81.4	18.6	100	97.8	—	—	—	2.2
37. 輸送用機械器具製造業		100	72.5	27.5	100	85.1	5.0	5.0	—	9.9
38. 医療機械、理化学機械、写真機製造業		100	90	10	100	73.7	15.8	5.3	10.5	10.5
39. そ の 他 の 製 造 業		100	55.2	44.8	100	100	—	—	—	—
G. 卸 売 及 び 小 売 業		100	96.1	3.9	100	81.8	3.3	8.8	—	14.9
H. 金 融 及 び 保 険 業		100	98.4	1.6	100	80.8	—	—	—	19.2
I. 不 動 産 業		100	100	—	100	100	—	—	—	—
J. 運輸通信及びその他の公益事業		100	95.7	4.3	100	82.9	15.3	14.1	1.2	1.8
K. サ ー ビ ス 業		100	93.8	6.2	100	81.9	6.7	2.9	8.8	11.4

行政管理庁承認 No.863
承認期限昭和30年8月31日

昭和29年 女子保護実施状況調査票

労働省婦人少年局

1. 事業所番号		2. 規模		3. 産業分類番号	
都道府県番号	一連番号	記号	大	中	小

記入者の職名及び氏名	印
------------	---

4. 事業所の名称	
5. 事業所の所在地	都道府県 市 区 町 村 番地
6. 経営形態	イ. 個人 ロ. 株式 ハ. 合資 ニ. 合名 ホ. 有限 ヘ. その他
7. 事業の内容	

8. 労働者数

事項別 時期	労働者総数	男子労働者数	女子労働者数			女子労働者のうち有夫者数	女子労働者のうち15歳未満者数
			小 計	満15才未満	満15才以上		
昭和29. 1. 1							
昭和29. 12. 31							

9. 産前休暇

事項別 初産別	産前休暇者数	産 前 休 假 日 数			産前総休暇日数
		6週間以内のもの	6週間を超えるもの	不明のもの	
計					
初 産					
経 産					

10. 出産労働者数

事項別 初産別	勤続年数	計	1年未満	1年～3年	3年～5年	5年～10年	10年以上	不 明
計								
初 産								
経 産								

11. 産後休暇

事項別 初・経産別	産後休暇者数	産後休暇日数			産後給休暇日数
		5週～6週のもの	6週間を超えるもの	不明のもの	
計	人	人	人	人	日
初産	人	人	人	人	日
経産	人	人	人	人	日

12. 妊産婦の退職者数

事項別 初・経産別	妊産婦の退職者総数	産前退職者数		産後退職者数	
		産前休業前退職した人	産前休業中退職した人	産後休業中退職した人	産後休業後退職した人
計	人	人	人	人	人
初産	人	人	人	人	人
経産	人	人	人	人	人

13. 産前における軽易業務転換者数

事項別 初・経産別	転換者数	転換した時期		転換の概要
		産前6週間より前	産前6週間目以後	
計	人	人	人	
初産	人	人	人	
経産	人	人	人	

14. 育児時間

事項別 初・経産別	請求員数	休憩時間の外に与えた育児時間	
		午前午後各30分	午前午後各30分を超えるもの
計	人	人	人
初産	人		
経産	人		

15. 生・死産別件数

事項別 初・経産別	生	産	死	産	計
計					
初産					
経産					

16. 生理休暇

女子労働者数	請求員数	請求延回数	総延日数	女子労働者に対する請求延人員の割合
人	人	回	日	%

17. 労働協約又は就業規則による定め（該当事項を○で囲み、所要事項を記入して下さい。）

労働協約の有無 有 無

(1) 産前産後休暇について

a) 給与

(I) 産前産後の休業中無給で健康保険法により出産手当金（1日につき標準報酬日額の6割）を支払う。

(II) 産前産後の休業中無給で健康保険法により出産手当金（1日につき標準報酬日額の6割を超える）を支払う。（ 割 ）

(III) 出産の前後各6週間は有給で100%未満を支払う。（ ）

(IV) 出産の前後各6週間は有給で100%支払う。

(V) 出産の前後各6週間を超えて100%支払う。（産前 日、産後 日）

(VI) 職員と工員等により異った支給をする。（その内容 ）

(VII) その他 （ ）

b) 休暇日数

(I) 産前産後各6週及びそれ以内（その内容 ）

(II) 産前産後各6週を超える（その内容 ）

(2) 生理休暇について

(I) 有給（毎潮 日）（給与の内容 ）

(II) 無給

3) 育児時間について

a) 給与

(I) 有給（その内容 ）

(II) 無給

b) 時間

(I) 1日2回各30分づつ

(II) 1日2回各30分を超える。（午前・午後 分）

(III) その他（内容 ）

18. 施設（該当事項を○で囲み、所要事項を記入して下さい。）

(1) 授乳施設

専用（収容可能乳児数 人）

兼用（ ）

なし

(2) 託児施設

専用（収容可能乳幼児数 人）

兼用（ ）

なし

記入要領

労働省婦人少年局

女子保護実施状況調査票記載の順に必要事項について述べます。

なおこの調査票は御記入のうえ、昭和30年8月20日までに労働省婦人少年局長宛に御送付下さるようお願いいたします。

- 事業所番号 毎月労働統計調査において指定された番号を記入して下さい。
- 事業所名 昭和29年12月31日現在の労働者数が500人以上の場合はA、100人以上の場合はB、30人以上の場合はCと記入して下さい。
- 事業所業種番号 毎月労働統計調査において指定された番号を記入して下さい。
- 事業所の名称 略称を用いず、正式の名称を記入して下さい。
- 事業所の所在地 略す可き限り記入して下さい。
- 経営形態 該当事項を○で囲んで下さい。「その他」には協同組合、財団法人、金庫等形態等を記入して下さい。
- 事業の内容 製造業、鉱業等は主要生産品の名称を、卸売及び小売業等は取引主要品目を記入する等事業の内容が得る様に具体的に記入して下さい。
- 労働者数

- (1) 「労働者数」 労働基準法上の労働者で役員・役員等を含む。
- (2) 在籍者数を記入して下さい。ここでいう在籍者とは前年度による長期欠勤者、休職者等も含まれます。
- (3) 「有夫者数」 既婚の女子労働者数（事実上配偶者のある女子労働者数を含む。）を記入して下さい。
- (4) 昭和29年12月31日における労働者総数から同年1月1日における労働者総数を差し引いた数はあなたの事業所における昭和29年1年間の労働者増減数と一致する筈です。
- (5) 常用労働者のみを記入し、90日以内の期間を定めて雇用される者及び日雇労働者を含むものを除いて下さい。
- (6) 斜線の引くところ欄は記入しないで結構です。

3. 産前休暇

- (1) 昭和29年1月1日から同年12月31日までに出勤した労働者の産前休暇について記入して下さい。
- (2) 「初産前日数」 初産が、二度以降の出産であるかによりそれぞれ記入して下さい。
- (3) 「6週間以内のもの」 産前休暇日数 0日の産婦数も含まれます。
- (4) 「不明のもの」 産前休暇中退職した産婦数、休暇日数が不明であった産婦の数等を記入して下さい。
- (5) 「産前給付日数」
- イ. 産前休暇を取った産婦の産前給付日数を記入して下さい。
- ロ. 産前休暇者が昭和28年中に取った産前給付日数を含めて記入して下さい。
- ハ. 「不明のもの」 欄に記入された産婦の産前給付日数は除いて下さい。
- (6) 休暇日数を計算する場合、加算日数は産前休暇に含まれます。又、日曜日を合せて暦日で計算して下さい。
- (7) 産前休暇者数と出勤労働者数とは一致する筈です。

10. 出産労働者数

- (1) 昭和29年1月1日から同年12月31日までに出勤した女子労働者数を記入して下さい。
- (2) 出勤当日に産した出産労働者数を記入して下さい。
- (3) 出産12週間以上（12週は28日として計算します。）の分娩で生産ばかりでなく死産も含まれます。

11. 産後休暇

- (1) 昭和29年1月1日から同年12月31日までに出勤した労働者の産後休暇について記入して下さい。
- (2) 「不明のもの」 産後6週間休業せずに退職した産婦数、休暇日数が不明であった産婦数等を記入して下さい。
- (3) 「産後給付日数」
- イ. 産後休暇を取った産婦の産後給付日数を記入して下さい。
- ロ. 産後休暇者が昭和28年中に取った産後給付日数も含めて記入して下さい。
- ハ. 「不明のもの」 欄に記入された産婦の産後給付日数は除いて下さい。

12. 産後給付の退職者数 妊娠又は分娩による退職者数を記入して下さい。

13. 産前における経費率率への転換者数

- (1) 労働基準法で妊娠中は、他の就業義務に転換せざる定めになっていますが、転換させた人があれば記入して下さい。

- (2) 「転換の概要」 どんな作業をしていた妊婦がどんな作業に転換したかを具体的に記入して下さい。

14. 育児時間

- (1) 生後満1年に達しない生児を育てる女子は育児時間を請求できますが育児時間を請求した人があれば記入して下さい。
- (2) 「請求求人員」 昭和29年1月1日から同年12月31日までに育児時間を請求した女子労働者の求人員を記入して下さい。従って昭和29年中は何回請求しても同一人ならば1人として計算します。
- (3) 斜線の欄は記入しないで結構です。

15. 生・死産別件数

- (1) 死産件数は健康保険法施行規則第61条による分娩費支給請求書により記入して下さい。
- (2) 初産産別「計」欄は「10. 出産労働者数」の初産産別の「計」欄と一致する筈です。

16. 生理休暇

- (1) 「請求求人員」 昭和29年1月1日から同年12月31日までに生理休暇を請求した女子労働者の求人員を記入して下さい。
- (2) 「請求日数」 昭和29年1月1日から同年12月31日までに生理休暇を請求した回数の日数を記入して下さい。従って生理休暇を3日取った場合でも請求が1回ならば1回として3回とせずに計算して記入して下さい。
- (3) 「総日数」 生理休暇日数の総数を記入して下さい。

17. 労働協約又は就業規則による定め

- (1) 労働協約に規定する定めが就業規則にあれば、労働協約の定めによって記入して下さい。
- (2) 産前産後の休暇中の給付の「その他」には例えば産後6週間以内100%支給するが、産後6週間の中その他の期間に50%支給、産前1週間産後6週間以内は有給とするもの等の事例が該当します。
- (3) 生理休暇の給付が有給である場合は（ ）内に具体的にどのように支払われるかを記入して下さい。
- (4) 育児時間の給付が有給である場合は（ ）内に具体的にどのように支払われるかを記入して下さい。

18. 備 考

- (1) 授乳施設が兼用の場合は、兼用のときの使用目的（例えば守衛室、休憩室、更衣室等）を記入して下さい。
- (2) 託児施設が兼用の場合は、兼用のときの使用目的を記入して下さい。

19. 産後休業に該当する事業所は次の点を調査して下さい。

- (1) 産後休業に該当する事業所は産後休業に女子保護実施状況調査票を作成し、次の二通りの女子保護実施状況調査票を御送付下さい。
(イ) 事業所に関する女子保護実施状況調査票
(ロ) 工事現場部門に関する女子保護実施状況調査票
- (2) 工事現場部門に関する女子保護実施状況調査票の「1. 事業所番号」から「7. 事業の内容」までは事業所に関する女子保護実施状況調査票と同様に記入して下さい。
- (3) 女子保護実施状況調査票の「7. 事業の内容」は（ ）内で事務所の分、工事現場の分を記入して下さい。
- (4) 工事現場部門の事務部門の人については工事現場部門の申込書に記入して下さい。

20. 昭和28年中の女子保護実施状況について知らない方は、調査結果を収めた「昭和28年における女子保護の概況」を都道府県婦人少年局に御覧になって下さい。

参 照 文 献

- 健康保険法施行規則第61条
分娩費支給請求書（下）他各事項記載の市町村長、医師又は助産師又は分地ノ事又は証明シタル醫員ノ添付スベシ
一 被保険者証ノ番号及び番号
二 分娩ノ年月日
三 死産ナルトハ其ノ旨
四 分娩費が支給否ハ一第ニ項ノ規定ニ依ルモノナラバ之ヲ証明スルハ病院若ハ診療所ノ名称及び所在地

昭和31年3月30日印刷
昭和31年4月5日発行

昭和29年における女子保護の概況

編集兼発行 東京都千代田区大手町1丁目7番地
労働省婦人少年局

印刷所 東京都中央区入船町2丁目3番地
中和印刷株式会社